

令和元年10月7日  
こども未来部こども家庭支援課

## 児童扶養手当の支払回数の変更について

### 1 概要

生活困窮者自立支援法の一部改正に伴い、児童扶養手当法が改正された。これを受け、児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回から年6回に増やし、令和元年11月支払分（支払期月令和2年1月）より実施する。

### 2 目的

児童扶養手当の支払方法を隔月支給とすることにより、ひとり親家庭等の利便性の向上や家計管理の支援を推進し、家計の安定と自立の促進を図る。

### 3 変更内容

児童扶養手当の支払回数を令和元年11月支払い分より、現行の年3回4ヶ月分ずつ（4月、8月、12月）から年6回2ヶ月分ずつ（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に変更する。

なお、支払月が変わる令和元年11月の支払いは、同年8月から10月の3ヶ月分の支払いとなり、これ以降は奇数月に、それぞれの前月までの分（2ヶ月分）を支払う。

### 4 支払いスケジュール

平成30年									平成31年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)				支払			
平成31年 令和元年									令和2年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払
令和2年									令和3年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払	(現況届)	支払		支払		支払		支払

\* 児童扶養手当法改正施行日は、令和元年9月1日。

\* 例年、8月の現況届提出後、前年所得に基づき12月支払分より手当額の認定(変更)を行っているが、法改正後は、翌年1月支払分より手当額の認定(変更)を行う。

### 5 周知方法

児童扶養手当現況届送付時にチラシを同封  
区ホームページにて周知  
窓口での個別案内、チラシ配布等